

太平洋クロマグロを取り扱う 流通事業者の皆様へ

令和8年4月から、水産資源の持続的な利用を確保するため、太平洋クロマグロが水産流通適正化法※の対象となります。

太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取り扱う流通事業者の皆様におかれては、以下の対応が必要となります。

※ 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により改正された特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

① 取扱事業者の届出

太平洋クロマグロ（30kg以上）の販売、輸出、加工、製造又は提供を行う事業者は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用して、行政庁に対して、届出を行う必要があります。

② 取引時における、漁船名等の情報伝達

販売元等から取引時に、名称、漁船名等、産地における重量、陸揚げ日等について伝達を受け、販売先等へこれらの事項について伝達する必要があります。

③ 取引記録の作成・保存

取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）について、3年間保存する必要があります。

詳細は裏面

水産庁

① 取扱事業者の届出

太平洋クロマグロ（30kg以上）の販売、輸出、加工、製造又は提供を行う流通事業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下に掲げる事項を、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用して、国又は都道府県に対して、届出※¹をする必要があります。

- ☐ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ☐ 事務所（事業所）、工場、店舗及び倉庫の所在地

② 取引時における、漁船名等の情報伝達

太平洋クロマグロ（30kg以上）の販売、輸出、加工、製造又は提供を行う流通事業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、以下の情報について販売元等から伝達を受けるとともに、販売先等に伝達※^{2※3}する必要があります。

ア. 伝票類により伝達する場合

【天然の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称
- ☐ 採捕した漁船名等
- ☐ 産地における重量
- ☐ 陸揚げ日

【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称
- ☐ 養殖ものである旨
- ☐ 養殖業者名
- ☐ 産地名（養殖場の地名）
- ☐ 養殖場からの出荷日

イ. タグ等※³により伝達する場合

- ☐ タグ等の番号やQRコード等

③ 取引記録の作成・保存

太平洋クロマグロ（30kg以上）の販売、輸出、加工、製造又は提供を行う流通事業者は、解体前のもの（生鮮・冷蔵のラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス）を取引する場合、買い受けたとき及び販売したときの双方において、以下の情報について3年間記録を保存※²する必要があります。

ア. 伝票類により伝達を受け、伝票類により伝達する場合

【天然の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称
- ☐ 採捕した漁船名等
- ☐ 産地における重量
- ☐ 陸揚げ日
- ☐ 販売日（買受け日）等
- ☐ 販売先（販売元）等
- ☐ 販売時（買受け時）等の重量

【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称
- ☐ 養殖ものである旨
- ☐ 養殖業者名
- ☐ 産地名（養殖場の地名）
- ☐ 養殖場からの出荷日
- ☐ 販売日（買受け日）等
- ☐ 販売先（販売元）等
- ☐ 販売時（買受け時）等の重量

イー1. 伝票類により伝達を受け、自身からタグ等※³により伝達する場合

【天然の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称
- ☐ 採捕した漁船名等
- ☐ 産地における重量
- ☐ 陸揚げ日
- ☐ 販売日（買受け日）等
- ☐ 販売先（販売元）等
- ☐ 販売時（買受け時）等の重量
- ☐ タグ等の番号やQRコード等

【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称
- ☐ 養殖ものである旨
- ☐ 養殖業者名
- ☐ 産地名（養殖場の地名）
- ☐ 養殖場からの出荷日
- ☐ 販売日（買受け日）等
- ☐ 販売先（販売元）等
- ☐ 販売時（買受け時）等の重量
- ☐ タグ等の番号やQRコード等

イー2. タグ等※³により伝達を受け、タグ等※³により伝達する場合※⁴

【天然の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称
- ☐ 販売日（買受け日）等
- ☐ 販売先（販売元）等
- ☐ 販売時（買受け時）等の重量
- ☐ タグ等の番号やQRコード等

【養殖の太平洋クロマグロのとき】

- ☐ 名称
- ☐ 販売日（買受け日）等
- ☐ 販売先（販売元）等
- ☐ 販売時（買受け時）等の重量
- ☐ タグ等の番号やQRコード等

※1 アワビ、ナマコ又はシラスウナギを取り扱っていることから既に届出済みである場合や、漁業者や養殖業者が自ら採捕したものや養殖したものを販売する場合、解体された太平洋クロマグロのみの販売等する場合には不要です（解体前の太平洋クロマグロを販売等する場合には届出が必要です。）。

※2 ブロック、フィレやサク等に解体して販売等する場合は、情報の伝達やその記録の作成・保存については不要です。保存方法は、電子媒体であるか紙であるかは問いません。

※3 現在箱番号等をすでに記載している場合には、それを含みます。

※4 販売元等からのタグをそのまま次の販売先等に対する伝達に使用することも可能です。また、販売元等からのタグ等から別のタグ等に変えて伝達する場合にはそれらの関係が分かるように保存する必要があります。

問合せ先

水産庁加工流通課水産流通適正化推進室

☎ 03-3502-8111（内線：6847）

詳しくは水産庁Webサイトへ

水産庁 水産流通適正化法

